医師の意見書								
	住 所							
利用者	氏 名							
	生年月日	明・大・昭	年 月	日	性別	男	· 女	
心身の状況	1.寝たきり状態 (ランク : J · A · B · C)							
	ランク B ・ C に該当するものについては、いつ頃よりその状態にいたったか。							
		2	年 月頃。	より (継続期	間	年	ヵ月)	
	2.認知症状態(ランク: I · II a · II b · III · III a · III b · IV · M)							
	ランクⅢa ・Ⅲb ・Ⅳ ・Mに該当するものについては、いつ頃よりその状態にいたったか。							
	年 月頃より (継続期間 年 ヵ月)							
	*裏面を参考にして該当するものに○をする。							
	1.自宅加療中	2.入院中(医療機関	:)	3.その他	()	
本人の現況	要介	護認定の結果	要支援1 ・ 要支援2					
	(要介護認)	定を受けている場合)	 要介護1・	要介護2・	要介護3・	要介護4	・要介護 5	
おむつの 使用状況	年 月頃から(継続期間 年 箇月)							
今後の	おむつの使用	発行日から(1) 6	カ月未満	(2) 6ヵ月以	上1年未満	i (3)	1年以上	
見込期間	ねたきりの 状態	発行日から(1) 6	カ月未満	(2) 6ヵ月以	上1年未満	i (3)	1年以上	
上記のとおり診断する。								
					年	月	日	
	医療機関名							
	所在地							
	医師等氏名				赶	1_		

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランク B ランク C	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、 座位を保つ 1. 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行なう 2. 介助により車椅子に移乗する 1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうたない

認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例	判定にあたっての留意事項		
I	何らかの認知症を有するが、 日常生活は家庭内及び社会的 にほぼ自立している。		在宅生活が基本であり、一人暮らしも可能である。 相談、指導等を実施することにより、症状の改善や 進行の阻止を図る。		
II	日帯生活に文庫を来たすよう な症状・行動や意思疎通の困 難さが多少見られても、誰か が注意していれば自立でき る。		在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難な場		
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や 事務、金銭管理などそれまででき たことにミスが目立つ等	いもあるので、日中の在居宅サービスを利用することにより、在宅生活の支援と症状の改善及び進行の阻止を図る。		
Иb	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応 や訪問者との対応など一人で留守 番ができない等	-		
Ш	日常生活に支障を来すような症 状・行動や意思疎通の困難さ見ら れ、介護を必要とする。	ma cear y	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難 さがランク II より重度となり、介護が必要となる状態であ		
III a	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等	る。「ときどき」とはどのくらいの頻度を指すかについては、症状・行動の種類等により異なるので一概には決められないが、一時も目を離せない状態ではない。 在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難であるので、		
шь	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢ a に同じ	夜間の利用も含めた居宅サービスを利用しこれらのサーヒスを組み合わせることによる在宅での対応を図る。		
IV	日常生活に支障を来すような 症状・行動や意思疎通の困難 さが頻繁に見られ、常に介護 を必要とする。	ランクⅢに同じ	常に目を離すことができない状態である。 症状・行動はランクIIIと同じであるが、頻度の違いにより区別される。 家族の介護力等の在宅基盤の強弱により居宅サービスを利用しながら在宅生活を続けるか、または特別・老人保健施設等の施設 サービスを利用するかを選択する。施設サービスを選択する場合 には、施設の特徴を踏まえた選択を行う。		
М	著しい精神症状や問題行為あ るいは重篤な身体疾患が見ら れ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷 ・他害等の精神症状や精神症状に 起因する問題行動が継続する状態 等	ランク I ~IV と判定されていた高齢者が、精神病院 や認知症専門棟を有する老人保健施設等での治療が 必要となったり、重篤な身体疾患が見られ老人病院 等での治療が必要となった状態である。専門医療機 関を受診するよう勧める必要がある。		